

## 清須市行政サービス等一覧

2024年4月1日時点

### 注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市職員への福利厚生（特別休暇制度）	結婚休暇、介護休暇等の申請ができる		○		人事秘書課 052-400-2911
納税証明書の交付申請	住民票上の同一世帯員で、ファミリーシップの関係にある者を親族として取扱い、委任状なしで申請を受け付ける。	○			収納課 052-400-2911
市税等の納付書の再交付	住民票上の同一世帯員で、ファミリーシップの関係にある者を親族として取扱い、委任状なしで申請を受け付ける。	○			収納課 052-400-2911
水道の使用証明書の交付申請	パートナーが代理で申請できる		○		上下水道課 052-400-2911
水道の納付証明書の交付申請	パートナーが代理で申請できる (ただし、同一世帯であることが条件)	○			上下水道課 052-400-2911
水道料金の納付書の再発行申請	パートナーが代理で申請できる		○		上下水道課 052-400-2911
給水契約の使用開始、使用中 止の届出	パートナーが代理で申請できる		○		上下水道課 052-400-2911
下水道受益者負担金証明書の 交付申請	パートナーが代理で申請できる (ただし、本人以外は委任状が必要)	○			上下水道課 052-400-2911